

## 香川県特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 28 年 6 月 10 日  
令和 3 年 6 月 1 日 一部改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定及び同項の趣旨に基づいて香川県（以下「県」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）に関し、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 157 号。以下「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和 29 年文部省令第 20 号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 文科初第 27 号。以下「算定要領」という。）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 22 日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある児童、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の特別支援学校及び中学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援教育を受ける児童等の保護者等（児童、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費の一部を支弁することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### (対象児童等)

第 3 条 就学奨励費の支弁の対象となる児童等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の設置する特別支援学校に就学する児童等
- (2) 県の設置する中学校に就学する学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する生徒

### (対象経費)

第 4 条 県が支弁する就学奨励費のうち、法第 2 条第 1 項の規定に基づく支給の対象となる経費は、交付要綱別記 1 の「負担対象経費」の欄に定めるとおりとする。

2 県が支弁する就学奨励費のうち、法第 2 条第 1 項の趣旨に基づいて支給の対象とな

る経費は、交付要綱別記2又は別記3の「補助対象経費」の欄に定めるとおりとする。

(支弁の区分及び対象額)

- 第5条 県は、令及び算定要領に基づき保護者等の負担能力の程度に応じ令第2条に規定する区分を決定する。
- 2 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づく支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱別記1の「負担対象経費の範囲」の欄及び「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。
- 3 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の趣旨に基づいて支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱の別記2又は別記3の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

(経費の支給)

- 第6条 就学奨励費は、各学校の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給する。ただし、令第4条に規定する特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。
- 2 保護者等の名義の預金又は貯金へ振り込む方法により支給する場合には、校長からの依頼により、都道府県の長から振り込みにより支給することができる。
- 3 支給の時期は、各学校の校長が決定する。

(経費に関する資料の提出)

- 第7条 各学校の校長及び児童等の保護者等は、香川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるところにより、県が第5条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

## 香川県特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

香川県特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県特別支援教育就学奨励費支給要綱</p> <p>(経費の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 保護者等の名義の預金又は貯金へ振り込む方法により支給する場合には、校長からの依頼により、都道府県の長から振り込みにより支給することができる。</u></p> <p><u>3 支給の時期は、各学校の校長が決定する。</u></p>	<p>香川県特別支援教育就学奨励費支給要綱</p> <p>(経費の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 支給の時期は、各学校の校長が決定する。</u></p>

### 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。